

別紙①

保幼第186号

令和2年4月17日

保護者の皆様

大分市長 佐藤 樹一郎

緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について

令和2年4月16日付けで、すべての都道府県が5月6日を期限として新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第32条の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に指定されました。これに伴い大分県からは、保育所等の利用の自粛が要請されたところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の更なる感染の防止を図るため、家庭での保育が可能な世帯については、保育所等への登園を控えるよう要請をいたします。

今回の要請は、お子様やご家族の健康を守るためにも必要な措置となりますので、ご理解、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。また、ご家庭では、不要不急の外出は控えるとともに、こまめな手洗いや定期的な換気を行い、ご家族の健康管理にご留意いただきますよう併せてお願いいたします。

1. 登園自粛の要請期間

令和2年4月18日(土)から令和2年5月6日(水)まで

※状況に応じて要請期間を延長することがあります。

2. 保育料の取扱い

登園日数に応じ日割計算となります。

問い合わせ先

大分市子どもすこやか部 保育・幼児教育課

TEL: 097-585-6015 (登園自粛に関すること)

097-537-5794 (保育料に関すること)

097-537-5789 (幼稚園に関すること)